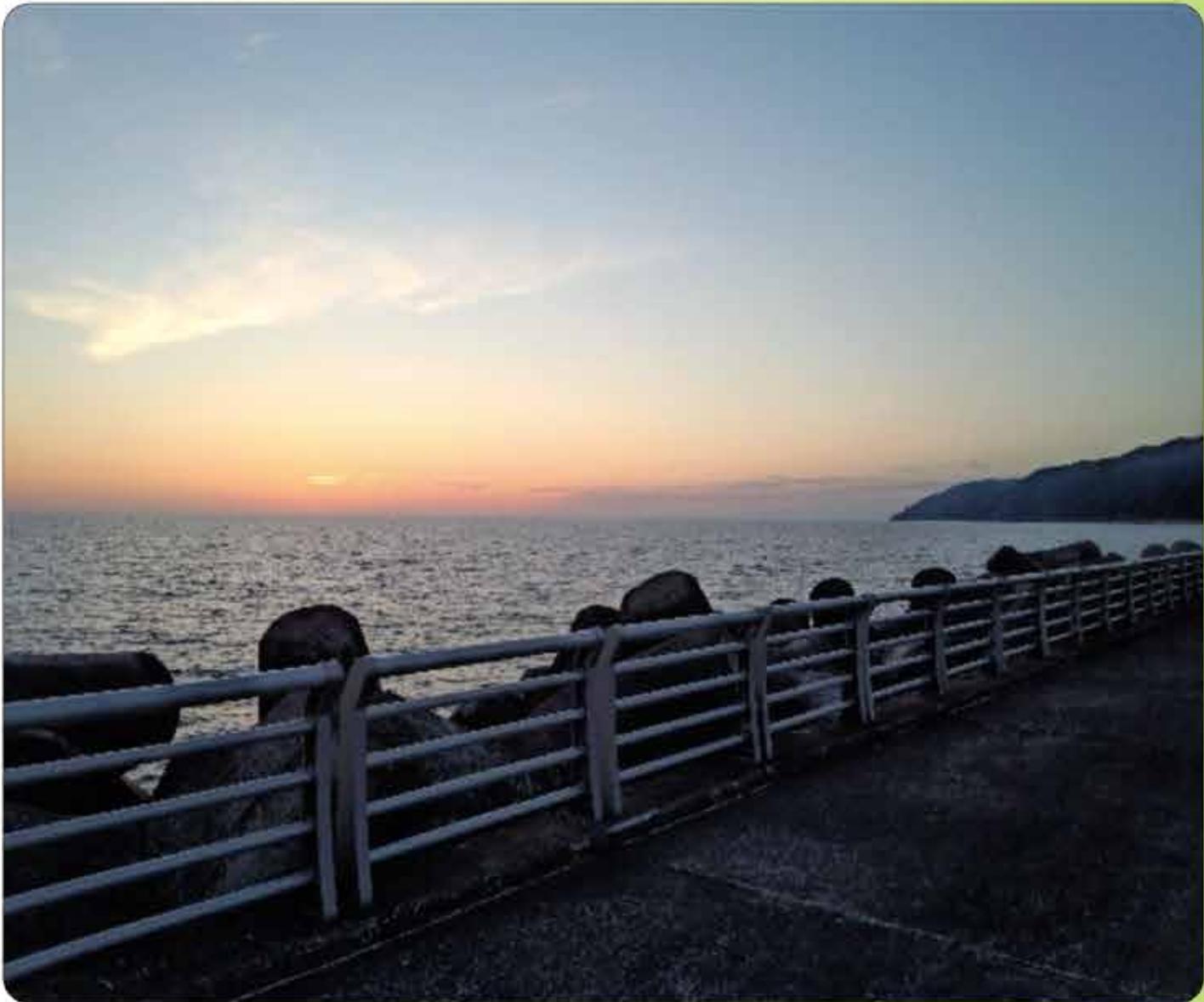


三木・佐々木・山田法律事務所

事務所報 第2号



【厚田港の夕景（石狩市）】

残暑お見舞い申し上げます

平成28年8月

業務と会務

弁護士 三木正俊



弁護士は、法律相談を受け、依頼者から委任された法律事件を、依頼者の正当な権利・利益を擁護するために、適切に処理することを仕事としています。私たちは、これを「業務」と呼んでいます。業務に対し、「会務」と呼んでいる弁護士会の仕事を担うことが弁護士は求められています。そして、弁護士会は、基本的人権と社会正義を実現することを使命とする弁護士の団体ですから、会務の中心は人権擁護活動ということになります。

そのことを象徴するイベントが、毎年場所を変えて10月に開催される、日弁連人権擁護大会です。人権大会では、その時々の人権課題を取り上げ、その課題を最新の情報と知見で分析し、討論します。そして、各人権課題を解決する方策について、関係機関に要望・要求し、弁護士・弁護士会の取り組みの方向性を示すなどの、宣言・決議を採択します。日弁連で最も重要な事業の1つとされており、毎年、千数百人の弁護士が参加します。

今年の第59回人権大会は、福井市で10月6日、7日に開催されます。6日のシンポジウムは3分科会に分かれて、①「安保関連法と秘密保護法の適用・運用に反対し廃止を求める。」、②「主権者教育における弁護士・弁護士会の役割」、③「死刑廃止と拘禁刑の改革を考える。」というテーマで、それぞれの人権課題を、とことん考えて議論し方向性を示すための素材が提供されます。7日の大会はシンポジウムの各テーマに関連する宣言・決議が議論されます。

私は、平成23年度に日弁連副会長を務めたときに、死刑廃止検討委員会を担当し、高松市で開催された第54回人権大会で採択された「罪を犯した人の社会復帰のための施策の確立を求め、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言」の採択に関与しました。その縁で日弁連及び札幌弁護士会の死刑廃止検討委員会に所属していますので、死刑廃止問題をテーマとする分科会に参加します。5年前は、「死刑のない社会が望ましいことを見据えて、死刑廃止について全社会的議論を呼びかける。」ということまでは確認されたのですが、日弁連として死刑を廃止すべきだという結論には至りませんでした。今回は、死刑制度を廃止すべきだとする日弁連の立場を明確にすることになりそうです。私は、死刑は廃止すべきだと考えていますが、その立場は別としても、弁護士会が死刑制度を人権課題として取り上げ議論をして、それが熟すれば結論を出していくことは重要なことと考えています。

私は若い弁護士のみなさんに、業務だけではなく会務もしっかりと担うようにとお願いしています。団体の構成員が、その団体の活動を支えるのは当然のことであるということだけが理由ではありません。人権文化が社会全体に行き渡っていくことに幾ばくかでも寄与できるのが会務で、そのことは業務にも大いにプラスになると確信しているからです。

企業における「過労死等」防止の意義について 弁護士 佐々木潤

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで札幌弁護士会副会長を務めさせていただきました。この間、皆様には大変ご面倒をお掛けいたしましたことをお詫びいたします。今後は、この副会長職の経験を弁護士業務等に活かすことができるようなお一層努力していきたいと考えておりますので、改めまして、何卒よろしくお願いいたします。

さて、厚生労働省は、平成28年6月24日、平成27年度「過労死等の労災補償状況」を公表しました。

これは、過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、心筋梗塞、狭心症など）や、仕事による強いストレスなどが原因で発症した精神障害（うつ病など）に関して、労災申請件数や、仕事によって発症したと認定し労災保険の給付を決定した件数などを、1年に1回、取りまとめたものです。

日本では、昭和63年ころから、徐々に過労死が社会的に注目されるようになりました。

特に、仕事を原因とする精神疾患の発症に関しては、大手広告代理店における慢性的な長時間労働によるうつ病罹患を原因とする新入社員の自殺について、平成12年3月24日の最高裁判決が企業の責任を肯定したことから（電通事件）、社会的な注目が集まり、国も精神障害による労災認定基準を抜本的に見直す契機となりました。

しかしながら、日本では、その後も、仕事を原因とする脳・心臓疾患や精神障害を原因とする労災申請の件数は一向に減少せず、また、いわゆる「ブラック企業」が社会問題となったこともあり、平成26年、過労死等のない社会の実現に寄与することを目的に過労死等防止対策推進法が制定されるに至りました。

この法律では、「過労死等」について、はじめて明文の規定が設けられ、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害」と定義づけをしました。



厚生労働省の平成27年度「過労死等の労災補償状況」によると、

- ① 脳・心臓疾患に関する事案の申請件数は795件、労災保険支給決定件数は251件
- ② 精神障害に関する事案の申請件数は1515件、労災保険支給決定件数は472件

とのことであり、やはり減少傾向は見出せない状況にあります。

しかも、注意しなければならないのは、日本における労災申請は、労働基準監督署が自ら労働者になり代わって申請をしてくれるのではなく、あくまで労働災害を受けたという労働者（被災労働者）が自ら申請をしなければならないという点にあります。

そのため、労働者の健康状態のほか、さまざまな社会的・経済的制約等から、労災申請に至らない件数が相当数にのぼるのではないかとされているのです。

企業は、労働者に対し、その者が職場において健康で安全に業務に従事することができるよう配慮すべき法的義務、いわゆる「安全配慮義務」を負っています。

そのため、企業は、この安全配慮義務の一態様として、その労働者における仕事を原因とする脳・心臓疾患や精神疾患の発生を防止するための方策を採るべき法的義務を負っていることとなります。

そして、この企業が採るべき方策とは、当然ながら単一のものではなく、過大なノルマの廃止、長時間労働の解消などのように業務そのものに関するもののほか、職場の人間関係改善、パワーハラスメント・セクシャルハラスメントの防止等のように労働環境に関するものまで、その実情を察知し、幅広く行う必要があります。

ひとたび過労死等の労災が発生すると、労働者の人生に重大な影響を与えることとなります。

安全配慮義務を負う企業は、過労死等の労災を防止するため、日々、きめ細やかな対応を要求されることとなりますが、労働者にとって健康で安全に業務に従事することができる職場を形成・維持することは、企業にとって最優先課題であることをお考えいただければと思います。

日本版司法取引の導入について

弁護士 山田裕輝

平成28年5月24日に刑事訴訟法が改正され、「司法取引」制度が導入されました。この制度は、2年後の平成30年にも施行されるものと見込まれています。

この司法取引制度は、被疑者・被告人が検察官に対して他人の刑事事件に関する捜査や訴追に協力することを約束し、それと引き換えに、検察官がその被疑者等に対して不起訴処分や求刑の軽減等を約束する、という取引を行う事を認める制度です。

これまで、被疑者等が捜査に協力したという事実を検察官が有利な情状として考慮して、その被疑者等を不起訴処分としたり、求刑を軽くしたりすることはあり、事実上ないし暗黙の司法取引のようなことは行われていたといえます。しかしながら、被疑者等にとっては、捜査に協力したとしても有利な取り扱いがなされる保証はありませんでしたし、明確なルールが定められていないため、そのような供述は不当な利益誘導によって引き出された供述なのではないかとの疑いを生じさせる余地が多くありました。この度の刑事訴訟法改正は、



これらの問題点を解消し、捜査機関の捜査手法を広げることを狙ったものといえます。

司法取引の当事者となることができるのは「特定犯罪」の被疑者・被告人です。また、捜査協力の対象となる他人の刑事事件も、「特定犯罪」に関する刑事事件に限られます。

この「特定犯罪」の内容は、改正刑事訴訟法に列挙されているもののほか、今後、政令で定められることとなります。改正刑事訴訟法では、経済関連の犯罪（文書偽造、贈収賄、詐欺、背任、恐喝、横領、租税に関する法律違反、独占禁止法違反など）と、組織的な犯罪（マネーロンダリング、薬物犯罪、武器関係犯罪など）が特定犯罪として挙げられています。また、特定犯罪に関する犯人蔵匿、証拠隠滅及び証人威迫も、特定犯罪となります。

この他にどのような犯罪が特定犯罪として政令で定められるかは今後検討されるものと思われませんが、不正競争防止法違反など、行為者に加えて法人に対しても刑罰を科することとされている犯罪（両罰規定）も特定犯罪に加えられる可能性があります。

被疑者等が検察官に提供する捜査・訴追への協力の具体的な内容は、①他人の犯罪事実を明らかにするために取調べで真実の供述をすること、②他人の刑事事件で証人として真実の供述をすること、③他人の犯罪事実を明らかにするために証拠物を提出すること、が挙げられています。

また、検察官が被疑者等に提供するインセンティブとしては、①起訴しないこと、②特定の犯罪で起訴すること、③特定の求刑意見を述べること、④即決裁判手続申立てや略式命令請求など簡易な手続で起訴すること、などが挙げられています。

司法取引を行うための協議は、検察官と被疑者・被告人だけで行うことはできず、必ず弁護人も参加しなければなりません。また、合意をするには弁護人の同意がなければならず、合意が成立した場合には、検察官、被疑者・被告人及び弁護人が連署した書面を作成することとされています。

企業が自ら積極的に犯罪行為に関与することはあまり考えられませんが、従業員や一部役員が業務に関連して犯罪行為を行ったり、他人の犯罪行為に関与したりする事件は珍しいことではありません。司法取引制度導入後は、そのような事件においても司法取引が問題となる可能性があります。

たとえば、ある企業の取締役Aと従業員Bが共謀して業務上横領を行ったという事件において、Bが検察官に対しAの犯行を裏付ける証言をすることを約束し、それと引き換えに、検察官がBに対しBを不起訴とすることを約束する、という取引を行うことが考えられます。

この場合において、事情を知った代表取締役Xが従業員Bに対して司法取引を行わないよう働きかけたすると、Xの行為が証人威迫に該当する可能性もあります。また、XがAのために関係書類を破棄した場合、Xの行為は証拠隠滅に該当します。特定犯罪に関する証人威迫や証拠隠滅も特定犯罪ですので、AやBが、不起訴や刑の軽減を得るために、Xによる証拠隠滅や証人威迫を裏付ける証言をする旨の司法取引を行うことも考えられます。

また、従業員が両罰規定のある特定犯罪を行った場合、企業自らが司法取引を行うかどうか検討する場面もあり得ます。

たとえば、企業内である国との取引を担当する従業員が、取引を有利に進めるためにその国の公務員を接待し金品を渡した場合、その従業員の行為は外国公務員贈賄に当たりますが、この場合、その従業員に刑罰が科せられるだけでなく、当該企業に対しても3億円以下の罰金刑が科される可能性があります。このような場合に、当該企業が、当該従業員の犯行を裏付ける証拠書類を提出するなどの協力をすることと引き換えに、当該企業に対する刑罰について不起訴や刑の軽減を求めて、司法取引を行うことが考えられます。

対象となる特定犯罪の範囲や実際の運用がどのようになるかについて、今後の情報にも注意を払っておく必要があると思われます。

非公開会社の株式の譲渡について

弁護士 阿部迅生

いつも大変お世話になっております。
 弁護士阿部迅生です。

昨年は子供が産まれた際のことを記載しましたので、今年には1歳になった子供の子育ての話でも書こうかと思いましたが、子供の成長録じゃないんだから、という厳しい指摘をビシッと受けましたので、今年には業務に関する話として、非公開会社の株式の譲渡について記載したいと思います。



株式というと、上場企業の株式が一般的には想定され、その株式の譲渡は通常証券会社を通じて取引し、取引価格についてもその都度の相場に基づき決定されます。

これに対して非公開会社の株式の譲渡は、売主と買主との間で売買契約を締結して譲渡することになり、もちろん、譲渡価格や譲渡する株式数もその売買契約の中で自由に決められます。

この非公開会社の株式の譲渡に関しては、会社にとって望ましくない者が株主となることを防ぐために、譲渡制限を設けている場合が一般的です。具体的には、株主総会の承認や、取締役会設置会社であれば取締役会の承認等がなければ株式を譲渡することはできないというものです。

もっとも、この株式の譲渡制限というのは、単純に株式譲渡を株主総会や取締役会等で認めないと決定さえすれば譲渡できないという結果に至るものではないことに注意が必要といえます。

すなわち、会社が株式譲渡を認めないと回答した後は、通常、会社又は会社の指定する者が当該株式を買い取らなければなりません。そして、その買い取り価格については協議することになりますが、その協議にあたって、事前に1株当たりの純資産額に買い取り対象となる株式数を乗じた金額を供託所に供託しなければなりません。

具体例で言いますと、発行済株式数が1000株、純資産額が2億円、譲渡対象となる株式が200株のときに、会社が譲渡を認めないと回答したならば、4000万円を会社又は会社の指定する者が準備して供託しておかなければならないことになります。

会社又は会社の指定する者にとって、突然4000万円もの大金を準備しなければならないというのは簡単なことではないと思いますが、もし、金銭の準備ができなくなれば、株式の譲渡を認めざるを得ない結果になります。

そのため、株式の譲渡制限といっても、譲渡を制限できない場合もあることについては注意が必要といえます。

なお、売買価格を協議によって定めることが難しい場合には、裁判所に売買価格の決定の申立ての手続きをとる等が考えられます。その際の価格決定の方式としては、純資産方式、収益還元方式、配当還元方式等、多種多様なものがあり、これらのいくつかを併用するのが通常ではありますが、会社の置かれている具体的状況等をふまえて裁判所に説得的に主張していく必要があります。ご興味・ご関心のある方は当事務所にお問い合わせください。

近年、子どもに関わるニュースをよく目にします。特に休日などになると増えるのが子どもの事故、とりわけ自転車事故かと思えます。自転車事故をはじめとする交通事故は、いつ何時でも起こりうるもので、かつ、被害者にも加害者にもなりうるものです。そこで今回は、子どもが事故の加害者になった場合の親の責任をテーマにしたいと思います。

まず、民法は、712条で責任能力のない未成年者が他人に損害を加えた場合にはその未成年者は損害賠償責任を負わないと定めています。ここでいう責任能力とは、自己の行為の責任を弁識するに足る能力とされ、過去の裁判では概ね12、13歳前後を基準とするケースが多いようです。



その一方で、民法714条は、未成年者が責任無能力者で損害賠償責任を負わない場合に、その未成年者の監督義務者（多くは親権者）が損害賠償責任を負うものと定めています。もっとも、これには例外があり、監督義務者とその義務を怠らなかったことを立証した場合には、責任を免れることが規定されています（同条1項ただし書き）。しかしながら、この立証は容易ではないとされていました。

そのような中で、昨年4月、親の監督義務違反を否定した最高裁判決がなされました。この最高裁判決は、ニュースでも多く取り上げられたことから皆様のご記憶にも残っているかもしれません。

事案を簡単に説明すると、小学校の校庭でサッカーをしていた少年（当時11歳）の蹴ったサッカーボールが校庭から道路に転がり出て、これを避けようとした自動二輪車を運転していた被害者（当時85歳）が転倒して負傷し、その後死亡したという事案で、被害者の相続人が少年の両親に対して損害賠償を請求しました。

第1審と第2審はいずれも、少年の両親には監督義務違反があったとして損害賠償責任を認めましたが、最高裁は、次のように判示して両親の責任を否定しました。

すなわち、①少年は、放課後、児童らのために開放されていた校庭で、使用可能な状態で設置されていたサッカーゴールに向けてフリーキックの練習をしていたものであり、これは校庭の日常的な使用方法として通常の行為であり、殊更に道路に向けてボールを蹴ったなどの事情もうかがわれないこと、②サッカーゴールに向けてボールを蹴ったとしても、ボールが道路上に出ることが常態であったものとはみられないこと、③責任能力のない未成年者の親権者は、その直接的な監視下でない子の行動について、人身に危険が及ばないように注意して行動するよう義務があると解されるが、少年の両親は危険な行為に及ばないように日頃から少年のしつけをしており、また、本件のようにゴールに向けたフリーキックの練習は、通常は人身に危険が及ぶような行為であるとはいえず、両親には少年の本件における行為について具体的に予見可能であるなどの特別の事情があったこともうかがわれないこと、という事情の下では、少年の両親は監督義務者としての義務を怠らなかったというべきであると判断しました。

この最高裁判決の結論だけを見ると、世間の感覚に合致した判決かもしれません。しかしながら、上記判決は、子どもが起こした事故全般について、監督義務者である親権者の責任を否定したのではないことに注意が必要です。すなわち、最高裁判決の事案は、校庭でゴールに向かってサッカーボールを蹴るという、「通常は人身に危険が及ぶような行為ではない行為から人身に危険を生じさせた」という事案であったのに対し、自転車運転のような人身に死傷結果を生じさせる危険性の高い行為については、親権者にはより高度

の監督義務が課せられており、通常のしつけでは足りず、交通ルールを守るよう具体的に指導し、危険な運転をしていたら厳しく注意する義務があるものといえます。

したがって、未成年者が日頃から危険な運転（一時停止違反、下り坂を減速しないで走行する等）をしていることを知りながら十分な指導を行っていなかった場合には、親権者は、たとえ自身の監視下でない時に起こった事故であったとしても、監督義務者としての責任を免れることはできないものと考えます。

実際の裁判でも、自転車に乗っていた当時11歳の少年が相当程度勾配のある道路を早い速度で走行し、歩行中の女性をはねて脳挫傷、意識障害等の傷害を負わせたという事案で、親権者が未成年者に対して自転車の走行方法について日常的に指導していたとして監督義務違反はなかったと主張したのに対し、神戸地裁は、事故当時の未成年者の走行態様等からは、未成年者に対し自転車の運転に関する十分な指導や注意をしていたとはいえ、監督義務を果たしていなかったとして、親権者に9500万円を超える賠償を命じたというケースがありました（神戸地裁平成25年7月4日判決）。

一般的に、自転車事故が起きたときには交通ルールを無視しているケースが多くみられることから、監督義務者である親権者としての責任を免れることは難しいものと思われます。

自転車は気軽に利用できる便利な乗り物ですが、その反面、自動車と変わらない危険性をはらんでいます。このことを親子間で十分に意識し、まずは、自転車事故そのものを起こさせないように、親子で自転車の走行方法を再確認するとともに、万が一、事故を起こしてしまった場合に備え、自転車保険や個人賠償責任保険への加入も検討する必要があるかと思えます。

《長期休暇のお知らせ》

谷口清香弁護士は現在、産休・育休のためお休みさせていただいております。

谷口弁護士の復帰は平成29年8月頃を予定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最新法律問題トピックス

弁護士 山田裕輝

《札幌ドーム・ファウルボール事件について》

- 1 先日、札幌ドームでプロ野球を観戦中にファウルボールが顔面に直撃し右目を失明した女性が提起した損害賠償請求事件について、札幌高等裁判所において控訴審判決が言い渡されました。この判決に対しては双方とも上告せず、控訴審判決が確定したとのことです。注目を集めた事件ですので、ご紹介させていただきます。
- 2 被害者の方は事故当時31歳の女性で、夫、10歳の長男、7歳の長女及び4歳の次男とともに札幌ドームを訪れ、1塁側内野席で日本ハム対西武ライオンズの試合を観戦していました。

日本ハムファイターズは、新しい客層を積極的に開拓するため、札幌ドームで開催される試合に小学生を招待する企画を実施しており、被害者の長男及び長女が通う小学校でも、保護者向けにその企画を案内する文書を配布していました。その案内を受けて長男及び長女が試合観戦を希望したため、被害者は、その企画に応じて家族で観戦に訪れたのでした。

そうしたところ、3回裏の日本ハムの攻撃中、バッターの打ったファウルボールが被害者の顔面に衝突し、右顔面骨骨折、右眼球破裂の傷害を負いました。
- 3 被害者は、札幌ドームの施設に瑕疵（「瑕疵」とは、通常備えていなければならない安全性を備えていないことをいいます。）があり、また、事故防止のための安全対策が十分でなかった（注意義務違反・安全配慮義務違反がある）と主張して、札幌ドームの所有者である札幌市、札幌ドームの管理者である株式会社札幌ドーム、及び、試合の主催者である株式会社北海道日本ハムファイターズの3者を被告として、損害賠償請求訴訟を提起しました。
- 4 過去の裁判例としては、プロ野球の試合中にファウルボールが直撃して右眼眼球破裂等の傷害を負った被害者が球場の所有者及び管理運営者（球団）に対して損害賠償請求訴訟を提起した事件で、球場には瑕疵はなく、安全配慮義務も怠っていなかったとして球場の所有者及び球団の責任を否定し、請求を棄却した裁判例があります（仙台地方裁判所平成23年2月24日判決（第一審）、仙台高等裁判所平成23年10月14日判決（控訴審））。なお、この件では、球団から被害者に見舞金として50万円余が支払われたとのことです。）。

また、バッターが球を打った際にバットが折れ、折れたバットが内野席に飛んできて被害者の顔面に突き刺さったという事故で、被害者が球場の所有者及び球団に対して損害賠償請求訴訟を提起した事件で、やはり、球場には瑕疵はなく、安全配慮義務も怠っていなかったとして球場の所有者及び球団の責任を否定し、請求を棄却した裁判例があります（神戸地裁尼崎支部平成26年1月30日判決）。

いずれの判決も、観客の安全性も重要だが、臨場感も重要であるので、観客に一定の危険性があることもやむを得ず、観客もそれを覚悟した上である程度の注意を払いながら観戦することが求められる、という価値判断に立った上で、球場に瑕疵はなく、安全配慮義務も怠っていなかったとして、球場の所有者・管理者や球団の責任を否定したものです。
- 5 これに対し、平成27年3月26日に札幌地裁が言い渡した札幌ドーム事件の第一審判決では、過去の裁判例とは異なり、球場に瑕疵があると判断して、球場の所有者・管理者や球団の責任を認めました。この第一審判決では、観客はバッターがボールを打つ瞬間を見逃すことも往々にしてあるのだから、そのような観客がいることを前提として「瑕疵」があるかどうかを判断すべきであるとし、臨場感を優先させて安全性を後退させるのは適正ではないなどとして、球場に瑕疵があると判断されました。また、過失相殺については、観客はボールの行方を見ていなければならないわけではないし、被害者はあえて危険な席を

選んだわけでもないとして、過失相殺も認めませんでした。

この札幌地裁の第一審判決は、従前の裁判例とは異なる判断に基づく判決として注目されました。

- 6 他方、札幌高裁の控訴審判決では、危険防止の必要性はあるが、臨場感も重要であり、各種の事情を総合的に検討すべきであるとして、札幌ドームの施設に瑕疵はないと判断し、第一審判決の内容を否定しました。

その上で、本件の被害者は、小学生と同伴保護者を招待するというファイターズの企画に応じて観戦に訪れたものであり、そのような観客の中には、ファウルボールの危険性を認識していない観客や、幼い子を連れてくるためボールに十分に注意を払えない観客も含まれていることは当然予想できるので、危険性が低い席を選べるようにするなど、よりいっそうの安全対策を講じる義務があったとして、安全配慮義務違反を認めました。他方で、被害者にも2割の過失相殺を認めました。

- 7 札幌高裁の控訴審判決は、球団の責任を認めた点で過去の裁判例と異なるものの、判断枠組みは過去の裁判例と同じような枠組みを採用した上で、本件の特殊性を強調して球団の責任を認めたような判決文となっています。

日本ハムファイターズ社も、控訴審判決後、「今回の判決は、保護者の同伴を必要とする小学生を試合にご招待したという特別な場合に限定したものではありませんが、球団に安全配慮義務違反を認めた点につきましては、判決を十分に精査した上で今後の対応を検討いたします。」と、本件の特殊性を強調するコメントを出しています。

- 8 しかしながら、「小学生と保護者を招待する企画に応じた」という事情がそれほど特殊な事情といえるのか疑問です。プロ野球はもともと広く人気のあるスポーツですし、近年は、各球団とも、各種イベントやボールパーク構想など、観客層拡大のための営業活動を活発化させています。そのため、「小学生と保護者を招待する企画」を行わないときでも、子供や、幼い子供を連れた父母、お年寄りなど、様々な観客がいることは当然に予想されることであり、その中には、ファウルボールの危険性をよく分かっていない観客や、配慮が必要な同伴者がいるためボールの行方に常に注意を払えない観客もいることは当然予想できることなのではないかと思えます。

そうであれば、そのような観客に対しては、「小学生と保護者を招待する企画」に応じた観客でなくても、「小学生と保護者を招待する企画」に応じた観客と同様に、よりいっそうの安全対策を講じる義務があるということになりそうです。

控訴審判決が強調する「本件の特殊性」は、それほど特殊な事情ではなく、他の多くの観客にも当てはまる事情ですので、今後、球団が観客層拡大のための営業活動を活発化させるに伴って、球団の安全配慮義務の範囲もさらに広がっていくものと思われる。

《講師等派遣についてのご案内》

さて、昨今、当事務所所属弁護士を、講演会や研修会などの講師等として派遣して欲しいとのご要望をいただくことが多くなりました。法律・司法制度やコンプライアンスに対する関心の高まりが背景にあるのではないかと推察しております。

このような関心の高まりを受けて、当事務所では、関与先・関係先の皆様が関与される各種会合等に対し、無料で、弁護士を講師等として派遣させていただくことと致しました。

講演会や研修会、勉強会などの各種会合においてご利用いただきたく、内容や方法についても柔軟に対応致しますので、是非、本制度をご活用下さい。

(法律に関連するテーマであれば、ご要望に応じて調整させていただきます。)

法律相談の ご案内

- ご相談のご予約はお電話またはホームページで受付しております。
- 相談料は当事務所の基準でいただいております。
- 初回事務所相談は無料となります。

ご相談は予約制とさせていただきます

事務局より一言

昨年は、事務所報第1号を発行するに際して、事務局全員で試行錯誤しレイアウトなど編集作業を行い、なんとか発行にこぎ着けました。

さて、第2号となる今回は、第1号発行のノウハウがあるので、前回ほど難しくないであろうと軽い気持ちで編集作業を開始しました。しかし、やはりご想像の通りといたしますか、簡単な事は何も無く、前回同様色々試行錯誤する結果となりました。出来映えについては、何も申し上げませんが、事務局員一同の力を結集しました「三木・佐々木・山田法律事務所 事務所報 第2号」些か堅いネーミングではございますが、読んでの通り正真正銘当事務所の事務所報でございますので、皆様にご一読いただけると幸いです。

最後になりますが、第1号並びに第2号発行にあたり岩橋印刷株式会社様には、多大なるご尽力を賜りましたことをこの場をお借りしてお礼申し上げます。

今後とも、事務局一同より良い法務サービスを提供するべく努力してまいりますので、当事務所を何卒宜しくお願い申し上げます。

事務局長 高橋秀郎

【編集後記】

1年とは早いもので、事務所報第2号の発行時期がやってきました。今回の編集にあたり、第1号作成時のことを振り返りながら進めてきましたが、なかなか難しいものです。今後もより良い事務所報をお届けできるよう努めていきますので、これからもよろしく願い申し上げます。

三木・佐々木・山田法律事務所

〒060-0061

札幌市中央区南1条西14丁目ワフスわたなべビル7階

TEL:011-261-6980 FAX:011-261-6981

営業時間：平日午前9時から午後6時まで

アクセス

【公共交通機関の場合】

- 地下鉄 東西線 西18丁目駅 … 5番出口より徒歩5分
- 市電 西15丁目駅 … 降車徒歩1分

【お車でお越しの場合】

当ビルには駐車場はございません。近隣に時間貸し駐車場が多数ございますので、そちらをご利用ください。



ホームページもご覧ください →

<http://www.mikilo.jp/>

所属弁護士のご紹介や取り扱い業務のご説明、法律相談のご案内等の情報を掲載しており、法律相談のご予約もできますので、ぜひご利用ください。